

# 公立大学法人公立鳥取環境大学資金管理規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第58号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 資金の管理（第3条 - 第5条）
- 第3章 資金の調達（第6条 - 第8条）
- 第4章 資金の運用（第9条・第10条）
- 第5章 雑則（第11条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という）の資金調達と運用に関し必要な事項を定め、その業務の安全かつ円滑、効率的な運営を図ることを目的とする。

2 資金調達と運用に関して必要な事項については、公立大学法人公立鳥取環境大会計規則（以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

#### （定義）

第2条 この規程において「資金管理」とは、会計規則第26条第2項に規定する資金の調達と運用に関するすべての業務をいう。

### 第2章 資金の管理

#### （資金管理方針）

第3条 理事長は、安全性、流動性及び効率性に基づいて資金管理を行うため、資金管理方針を作成する。

2 資金管理方針は、経営審議会の議を経て決定する。

#### （資金管理計画）

第4条 出納責任者は、前条の資金管理方針に基づき、次の各号に掲げる事項を検討のうえ、当該年度の資金管理計画を作成し、事務局長に提出しなければならない。

- （1）短期的な資金需要に対する短期借入の必要性及び資金調達に必要な事項
- （2）長期的な資金需要に対する鳥取県及び鳥取市からの資金借入並びに資金調達に必要な

## な事項

### (3) 余剰資金の運用に必要な事項

- 2 前項の当該年度の資金管理計画は、年次、四半期ごとに作成し、収入の種類、収納の時期及び金額、支出の時期及び金額その他必要な事項を明記するものとする。
- 3 出納責任者は、必要に応じて、資金管理計画を見直し、事務局長に報告しなければならない。

### (資金管理計画の実績報告)

- 第5条 事務局長は、四半期ごとに資金管理実績を理事長に報告しなければならない。
- 2 事務局長は、資金管理計画を見直す必要があると認めたとき及び毎事業年度終了後に、資金管理の実績を理事長に報告しなければならない。

## 第3章 資金の調達

### (資金調達)

- 第6条 法人の運営に要する資金は、運営費交付金、学生納付金、寄付金、補助金及びその他の収入によって調達する。

### (長期借入金)

- 第7条 理事長は、第4条第1項の資金管理計画に基づき、長期借入金の必要を認めるときは、鳥取県及び鳥取市と協議するため、経営審議会に諮らなければならない。

### (短期借入金)

- 第8条 出納責任者は、一時的資金の不足を調整するため、会計規則第27条に規定する短期借入れを行う場合は、借入先、借入金額、借入利率、返済期限及び担保の有無等を決定する。

## 第4章 資金の運用

### (資金の運用)

- 第9条 資金は、資金管理方針及び資金管理計画に基づき、適切に管理して安全有利に運用しなければならない。

### (資金運用の対象)

- 第10条 本学の資金運用の対象は、次の各号のとおりとする。
- (1) 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)及び地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号。以下「施行規則」という。)第2条に定める有価証券の取得

( 2 ) 銀行及び施行規則第 3 条に規定する金融機関への預金又は郵便貯金

( 3 ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

2 理事長は資金管理計画に基づき、資金運用方法の選択、銀行等の選択、限度額及び期間を定め、資産の運用に関する業務を行う。

## 第 5 章 雑則

( 委任 )

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 ( 平成 2 7 年規程第 3 2 号 )

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。